

千葉市内部統制基本方針

人口減少や少子超高齢化により、本市を取り巻く社会情勢は、大きな変化に直面しています。このような変化の中でも、地方公共団体は、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供し、住民の福祉の増進を図ることを目的とする組織目的を達成していかなければなりません。

限られた経営資源を最大限に活用し、市民の皆さまから信頼される行政サービスを持続的に提供していくために、本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第1項の規定に基づき、内部統制に関する基本方針を定めます。

今後は、この基本方針に沿って内部統制体制の整備及び運用を進め、内部統制の目的である「業務の効率的かつ効果的な遂行」、「業務に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」及び「財務報告等の信頼性の確保」を達成し、適正な事務の管理及び執行を確保してまいります。また、内部統制は、状況の変化などに応じて見直すべきものであることから、常に取組を検証し、必要な見直しと改善を重ね、日常的かつ継続的な取組へと発展させていきます。

1 内部統制の目的

（1）業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の手順を明確にし、費用対効果を踏まえて過度な対応とならないよう留意しつつ業務に潜むリスクの低減に向けた対策を講じるとともに、業務の標準化を図ることにより、業務の効率的かつ効果的な遂行に努めます。

（2）業務に関わる法令等の遵守

職員研修などを通じて職員一人ひとりが業務に関連する法令等への理解を深め、これを遵守することにより、適正な業務の管理及び執行に努めます。

また、法令等に適合しない業務の執行が認められた場合には、その原因を調査し、再発防止に努めます。

（3）資産の保全

正当な手続及び承認の下、資産の取得、使用及び処分を行うことにより、資産の保全を図ります。

（4）財務報告等の信頼性の確保

事務の適正な管理及び執行を通じて得られる正確な情報をもとに財務報告等を作成することにより、その信頼性を確保します。

2 組織体制

本市は、内部統制の的確な運用及び評価を行うための組織体制を整備し、それぞれの役割や職責等を明確にしたうえで、全庁横断的に取り組むこととします。

また、この組織体制は、組織を取り巻く状況の変化に応じ、見直しを行っていきます。

3 対象事務

内部統制の対象とする事務は、財務に関する事務とします。

4 内部統制の運用状況等の報告及び公表

毎会計年度、本方針に基づき整備した体制及び運用について評価し、これを報告書にまとめ、当該報告書を監査委員の審査に付した後、市議会に報告し、公表します。

5 基本方針の見直し

本市を取り巻く状況の変化、内部統制体制の整備及び運用状況並びに監査委員からの指摘等を踏まえ、必要に応じて、本方針を見直します。

令和3年3月22日 千葉市長

神谷 俊一